

弘前市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 弘前市における地域密着型サービス事業運営の公明かつ適正な実施の確保と介護保険サービス利用者の利益の保護を目的として弘前市地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域密着型サービスの指定に関すること。
- (2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関すること。
- (3) 指定地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保するため必要と認めること。
- (4) その他運営委員会の目的達成に必要と認めること。

(組織及び委員)

第3条 運営委員会の委員は、弘前市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第3条に定める弘前市地域包括支援センター運営協議会の委員（以下「運営協議会委員」という。）をもって充てる。

2 委員の任期は、運営協議会委員の在任期間と同一とする。

(運営)

第4条 運営委員会は、市長が招集する。

- 2 運営委員会の会長及び副会長は、弘前市地域包括支援センター運営協議会の会長及び副会長をもって充てる。
- 3 会長は、運営委員会を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(事務局)

第5条 運営委員会の事務局は、健康福祉部介護福祉課に置く。

(秘密保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。